

○総務省令第二百二十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表十の項を次のように改める。

<p>十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、そ</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行う陸上移動局を除く。）と通信を行うもの。</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの。</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備（七一八MHzを</p>	<p>八七</p> <p>八七</p>	<p>六二</p> <p>七四</p> <p>六二</p>
--	--	---------------------	-------------------------------

<p>の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。 以下同じ。）の送信設備</p>	<p>超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。 ）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	
<p>第十四条第一項の表十四の項を次のように改める。</p> <p>十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う</p>	<p>八七 四七</p>

<p>無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。）</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定</p>
	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場</p>
	<p>八七</p>	<p>八七</p>	<p>八七</p>	<p>八七</p>
	<p>五三</p>	<p>六二</p>	<p>四七</p>	<p>七〇</p>

	められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）	合 その他の周波数の電波を送信する場合	八七	五八
--	--	------------------------	----	----

第十四条に次の一項を加える。

4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの送信設備及び複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるものの送信設備（当該送信設備と同一の筐体きょうたいに収められた符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）の送信設備を含む。）の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第二十四条第四項から第七項までの規定中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

第四十九条の六の九第一項中「の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線

通信を行う」を「又は」に改め、「又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備」を削り、同項の表シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項を削り、同条第一項第一号に次のように加える。

へ キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（一の者により運用されるものに限る。）と一の陸上移動局との間の通信に限るものとする。

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

- (1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値
- (2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

第四十九条の六の九第二項中第五号を第六号とし、同項第四号中「は、二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を「（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

第四十九条の二十七第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「送信速度」を「三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものの送信速度」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「無線設備」を「もの」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、任意の一MHzの帯域幅における空中線電力の平均電力が（一）七〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のものについては、この限りでない。

第四十九条の二十七第一項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「第五号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改め、同項ただし書中「前項第五号」を「同項第四号」に改める。

第四十九条の二十八第一項第一号に次のように加える。

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（一の者により運用されるものに限る。）から一の陸上移動局への送信に限るものとする。

第四十九条の二十九第一項第一号に次のように加える。

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（一の者により運

用されるものに限る。)から一の陸上移動局への送信に限るものとする。

別表第一号注31(1)キ(ア)を次のように改める。

(ア) 基地局

- A 空中線電力が38デシベル (1 mWを0デシベルとする。) を超えるもの (0.05 × f × 10⁻⁶ + 12) H z
- B 空中線電力が20デシベル (1 mWを0デシベルとする。) を超え38デシベル (1 mWを0デシベルとする。) 以下のもの (0.1 × f × 10⁻⁶ + 12) H z
- C 空中線電力が20デシベル (1 mWを0デシベルとする。) 以下のもの (0.25 × f × 10⁻⁶ + 12) H z

別表第二号第12中「、次のとおりとする」の次に「。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する」を「電波」を「電波」及び「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同5に次のように加える。

- (5) 陸上移動局の無線設備がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合 総務大臣が別に告示で定める値

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号の二十中「又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備」を削る。

「
備設線無の十二の号一十第項一第条二第

「
備設線無の十二の号一十第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

							○	○	○	○
--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

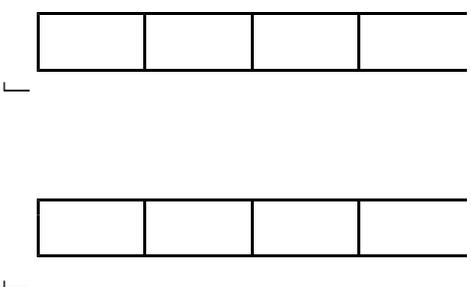
を

							○	○	○	○
--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

に改め、同表の注16中「周波数分割複信方式を用いるもの

						○		16注○	○	
--	--	--	--	--	--	---	--	------	---	--

						○			○	
--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--



にあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割複信方式を用いるものにあつては」を削り、同(3)ウ中「第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号」を「第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号」に改める。

別表第二号第一の注3中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz（同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅）」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。

別表第二号第一の注3に次のように加える。

(4) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからカまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

ア 718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯

イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯

ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯

エ 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯

波数帯

オ 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯

波数帯

カ 1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数帯

附 則

(施行期日)

